

第24回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1 日 時： 平成19年6月20日(水) 13:30 - 17:00

2 場 所： 農林水産省飯野第4～6会議室

3 出席者： 松本聰委員、井上眞理委員、青柳義朗委員、佐々木珠美委員、向井文雄委員、渡邊紹裕委員、安部新一委員、淵野雄二郎委員、森田明委員、手島忠専門委員、土居則子専門委員、深見元弘専門委員、松井徹専門委員、池山恭子専門委員、鱈場尊専門委員、加茂前秀夫専門委員、福田晋専門委員、布施伸枝専門委員、岡智専門委員、戸澤正彦専門委員

4 議 事

第1部

- (1) 農畜産業振興機構の業務方法書の一部改正について
- (2) 役員給与規程の一部改正について
- (3) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (4) 平成18年度業務実績の概要について
- (5) 水資源機構の平成18年度評価基準及び業務実績の概要について
- (6) 短期借入金の借換の報告について
- (7) 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について
- (8) 中期目標期間終了時の見直しについて

第2部

- (1) 農林水産消費技術センターの役員給与規程等の一部改正について
- (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (3) 平成18年度業務実績の概要について
- (4) 平成18年度の財務諸表について
- (5) 繰越積立金の処分等について
- (6) その他

5 議事概要

議事に入る前に、大臣官房文書課から、緑資源、経済財政改革の基本方針 2007 に盛り込まれた整理合理化計画、中期目標期間終了時の見直しスケジュール等、独立行政法人の評価を巡る状況等について説明が行われたが、特段の質問、意見はなかった。

第1部

- (1) 農畜産業振興機構の業務方法書の一部改正について

農畜産業振興機構から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関しては「異存なし」との意見とされた。

(2) 役員給与規程等の一部改正

農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金から資料に沿って説明があり、以下のとおり、質疑応答がなされたが、分科会としては、「異議なし」の意見として了承された。

役員給与等については、参考資料の中で年収ベースで14%削減との記載があるが、今回改正の本俸月額1.4%引き下げとは異なるのではないかと。

この質問に対し、農畜産業振興機構から次のとおり説明がなされた。

- ・ 10年間で14%削減という意味であり、1年あたりでは1.4%の引き下げとなる。

(3) 評価基準等の見直しについて

青柳委員、森田委員及び淵野委員から、それぞれ資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、分科会として了承することとされた。

(4) 18年度業務実績の概要について

各法人から資料に沿って説明があり、以下のとおり、質疑応答がなされたが、今後、各プロジェクトチーム(以下「PT」という)において評価作業を進めることとされた。

農林漁業信用基金に対して、保険料率等の改定について迅速性に留意し、料率はできるだけ低くされることを要望したい。

また、林業に関しては、将来的に収穫経験者が少なくなることが予想されるが、財務経営の指導だけでは無く、林業経営全般にわたる指導等が必要ではないかと。また、独立行政法人は、財務改善よりも利用者の利便、できるだけ低利であるような運営をお願いする。

この質問に対し、農林漁業信用基金より次のとおり説明がなされた。

- ・ 現在は、財務上のアドバイスが中心であるが、今後は関係機関との調整を図り、ご指摘を踏まえたアドバイスができるよう検討したい。

(5) 水資源機構の平成18年評価基準及び業務実績について

農村振興局総務課及び水資源機構から資料に沿って説明があり、以下のとおり要望がなされたが、国土交通省評価委員会に提出する意見については、水資源機構PTにおいて案をまとめ、書面により諮問の手続きを進め、最終的な判断は委員長に一任する旨了承された。

人里離れた希少野生動物が生息している地域でのダム開発については、生物多様性に十分に配慮されたい。

(6) 短期借入金の借換の報告について

農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなかった。

(7) 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告

農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなかった。

(8) 中期目標期間終了時の見直しについて

農畜産業振興機構、農林漁業信用基金及び水資源機構について、それぞれ、生産局総務課、経営局構造改善課及び農村振興局総務課から説明がなされたが、特段の意見はなく、今後、事務局及びPTにおいて作業を進めることとされた。

第2部

(1) 農林水産消費技術センターの役員給与規程等の一部改正

農林水産消費安全技術センターから資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、分科会としては、「異議なし」の意見として了承された。

(2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター及び家畜改良センターについて、それぞれ、手島専門委員、深見委員、佐々木委員、井上委員及び向井委員から資料に沿って説明があり、以下のとおり質疑応答がなされたが、分科会として了承することとされた。

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所は合併したのに、別々に評価するのは何故か。

何故、18事業年度の評価基準の見直しを、18年度が終了した後に行っているのか。

これらの質問に対し、手島専門委員及び佐々木委員より以下のとおり説明がなされた。

- ・ 今回の評価は18事業年度を対象とするものであるため、合併前の3機関を個別に評価する必要がある。
- ・ 合併3機関については、19年度において合併効果等の評価を行う必要があるため、合併効果の測定が可能となるよう、3機関の評価基準を統一する必要性が生じたため見直しを行うものであり、評価指標の水準を操作するものではなく、内容的には問題ないと考える。

(3) 平成18年度業務実績の概要について

各法人から資料に沿って説明があり、以下のとおり、質疑応答がなされたが、今後、各PT

において評価作業を進めることとされた。

家畜改良センターの特許について、特許出願するかしないかの判断は何か。

また、農業分野での研究では、その内容を外部委員が評価するような仕組みが取られているが、家畜改良センターではどのような対応か。

この質問に対し、家畜改良センターより以下のとおり説明がなされた。

- ・ 特許出願の判断は収入が得られるかどうかによる。

また、外部委員による評価については、本評価委員の PT 委員以外にはないが、外部者の視線には十分さらされていると思われる。

(4) 平成 1 8 年度の財務諸表について

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所について、事務局及び青柳委員より資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、分科会として「異議なし」として了承された。

(5) 繰越積立金の処分について

肥飼料検査所及び農薬検査所について、事務局より資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、今後の各法人の繰越積立金の処分の承認に関して、分科会長に一任する旨了承された。

(以 上)